

豊中市放課後こどもクラブ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者が労働等により昼間家庭にいない本市に居住する小学校及び義務教育学校（以下「小学校等」という。）の第4学年（支援学級在籍児童は第6学年）までの児童並びに本市に居住する特別支援学校小学部の児童であって、放課後こどもクラブに入会したものに適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的とする。

(開設)

第2条 教育長は、当該市立小学校等校長の協力を得て、小学校等に放課後こどもクラブ（以下「クラブ」という。）を開設し、その名称に当該小学校等名を冠するものとする。

(事業)

第3条 クラブは、児童に対し、安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図るものとする。

2 クラブの事業には、間食（おやつ）を提供することができるものとする。ただし、児童の個別的な消費等に係る文具、昼食、その他これらに類するものの提供は含まないものとする。

(事業の委託)

第4条 教育長は、クラブの運営の一部又は全部を法人その他の団体へ委託することができる。

(事業の実施場所)

第5条 教育長は、クラブの活動拠点として当該小学校等にクラブ室を設ける。ただし、余裕教室の活用や学校施設の一時的な利用が見込めない場合は、この限りではない。

2 第3条の事業は、前項のクラブ室のほか、当該小学校等の校内等において実施する。

(小学校との連携)

第6条 学校教育との連携を図るため、小学校等と日常的及び定期的に情報共有を行い、一人ひとりの児童の状況を共有の上、きめ細かに対応する。

- 2 支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童の状況等を学校関係者と相互に話し合い、必要に応じ、専門機関と連携して適切に対応する。

(主任指導員)

第7条 教育長は、第3条に規定する事業の実施に当たり、主任指導員を置く。

- 2 主任指導員は、任期付短時間勤務職員とする。
- 3 主任指導員は児童数に応じて配置する。ただし、教育長が必要と認めた場合は指導員、会計年度任用職員又は人材派遣による主任指導員を置くことができるものとし、その基準は別に定める。
- 4 主任指導員は、人材派遣による場合を除き、次のいずれかの要件を満たす者を公募して選考するものとする。
 - (1) 豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第61号）第11条第3項に該当する者
 - (2) 小学校等の児童の健全育成に意欲のある者であって、教育長が適当と認める者

- 5 第4条に基づき事業の委託を行うクラブについては、本条第2項から前項までの規定は、適用しない。

(事業の実施期間等)

第8条 クラブの事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、毎年12月29日から翌年1月3日までの期間及び3月31日（ただし、この日が日曜日の場合は前日）を除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは土曜日を開設することができる（以下「土曜日開設事業」という。）。
- 3 クラブの事業の実施時間は、放課後から午後5時までとする。ただし、学校休業日においては、午前8時から午後5時までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは実施時間を午後7時まで延長することができる（以下「延長事業」という。ただし、土曜日を除く。）。
- 5 前各項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは臨時に事業を実施又は休止することができる。

(対象児童)

- 第9条 クラブに入会できる児童は、当該小学校等の校区内に居住する小学校の第4学年（支援学級在籍児童は第6学年）までの児童及び当該小学校等の校区内に居住する特別支援学校小学部の児童で、放課後及び学校休業日において当該児童の保護者又はそれに代わる者が第4項に規定する「一定期間」及び第5項に規定する「時刻」に家庭に不在である児童とする。
- 2 延長事業を利用できる児童は、クラブに入会している児童のうち、当該児童の保護者又はそれに代わる者が午後5時以降家庭に不在である児童とする。
 - 3 土曜日開設事業を利用できる児童は、クラブに入会している児童のうち、当該児童の保護者又はそれに代わる者が土曜日に家庭に不在である児童とする。
 - 4 第1項に規定する「一定期間」とは、就労見込等で3箇月以上とする。ただし、教育長がやむを得ない理由があると認めた場合は、「一定期間」を1箇月として算定することができる。
 - 5 第1項に規定する「時刻」とは、児童が小学第1・2学年の場合は午後2時30分、小学第3・4学年の場合は午後3時30分、支援学級・支援学校在籍の場合は午後2時とする。ただし、保護者又はそれに代わる者が就労により家庭に不在である際の勤務時間（通勤時間も含む。）が夜間であるなど勤務形態が変則である場合、及びその他教育長が特に理由があると認める場合はこの限りでない。

（入会申込）

- 第10条 クラブへの入会を希望する保護者は、入会申込書（様式第1号）に必要書類を添えて、教育長に申し込まなければならない。
- 2 延長事業の利用を希望する保護者は、入会申込書（様式第1号）又は延長事業利用申込書（様式第3号）に必要書類を添えて、教育長に申し込まなければならない。
 - 3 土曜日開設事業の利用を希望する保護者は、入会申込書（様式第1号）又は土曜日開設事業利用申込書（様式第4号）に必要書類を添えて、教育長に申し込まなければならない。

（入会承認）

- 第11条 教育長は、前条の申込みを受理したときは関係書類を審査し、入会、延長事業利用又は土曜日開設事業利用の可否を決定し、入会承認通知

書又は不承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（会費の納付）

第12条 前条の規定により入会の承認を受けた児童の保護者は、豊中市放課後こどもクラブ会費の徴収に関する条例（平成5年豊中市条例第20号）及び豊中市放課後こどもクラブ会費の徴収に関する条例施行規則（平成31年豊中市教育委員会規則第13号）の定めるところにより、会費を納付しなければならない。

（入会の不承認等）

第13条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会を承認しないことができる。ただし、第11条の規定により入会の承認を受けている場合は、出席を一時停止し、又は退会させることができる。

- （1）第9条第1項に規定する事由がなくなったとき。
- （2）入会申込書及び添付書類の記載が虚偽又は不相当と認められたとき。
- （3）前条に定める会費の納付を行わないとき。
- （4）その他教育長が不相当と判断したとき。

（届出）

第14条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を教育長に届出なければならない。

- （1）児童を退会させようとするとき。
- （2）児童を欠席又は早退させようとするとき。
- （3）入会申込書及び添付書類の記載事項に変更があったとき。

（実費）

第15条 教育長は、第3条第2項の規定により間食（おやつ）を提供したときは、クラブに入会している児童の保護者から間食（おやつ）代として、当該児童1人につき月額1,000円を徴収する。ただし、土曜日開設事業利用の場合は月額200円を別途徴収する。

- 2 前項の間食（おやつ）代は、会費納付と同様の手続きで徴収する。
- 3 前2項に定めるもののほか、間食（おやつ）について必要な事項は教育長が別に定める。

（管理運営）

第16条 クラブの管理運営は教育長が行うものとし、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。